

学校現場における業務改善ポリシー【案】

平成29年●月●日
京都府教育委員会

基本方針

変化の激しい社会の中で子どもたちがたくましく生きていくためには、しっかりとした学力を身に付けさせることが重要であり、自ら課題を見だし、課題解決に向けて主体的・協働的に取り組んでいく力の育成が求められています。

また、いじめや暴力行為の防止、不登校の子どもへのきめ細かな支援、特別な支援を必要とする子どもや経済的に困難な環境にある子どもへの支援など複雑化・多様化する教育課題に的確に対応していくことも求められています。

そのため、学校の組織力を更に高めていくことが喫緊の課題となっており、多様な専門性を持つ人材と連携・分担するチーム体制を整備し、教員の多忙化問題に対する更なる業務改善の取組を進め、教員が子どもと向き合いしっかりと指導できる環境づくりを推進することが重要となっています。

このような問題意識の下、京都府教育委員会では、平成28年度新規アクションプランとして、各分野の専門家の皆様や広く府民の皆様からいただいた御意見を参考にして、平成28年12月19日に「学校の組織力向上プラン」を策定・公表したところです。

このプランでは、「京都式」チーム学校の推進を施策目標とし、学校指導體制の整備と学校現場における教員の「働き方改革」の2つの観点から、6つの重点施策に取り組むこととしています。

京都府教育委員会は、このプランに基づき、学校現場における業務改善の取組を進めていくための取組方針、改善目標等を示した業務改善ポリシーをここに策定し、各府立学校並びに府内の各市町(組合)教育委員会及び各市町(組合)立学校と連携・協働して、学校における業務改善の取組を強力に推進します。

京都府内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における教育に関わる教育委員会事務局及び学校の職員は、この業務改善ポリシーに則って職務を遂行します。

なお、このポリシーは、3年を目途に必要な見直しを行うこととします。

I. 取組方針

1. 学校組織マネジメント力の更なる向上を目指します。

(1) 校長の学校組織マネジメント機能を強化します。

- ・ 校長の学校組織マネジメントに関する機能を強化するため、校長の学校運営を補佐する主幹教諭の配置や小中学校における事務の共同組織の設置を促進します。
- ・ 多様な専門性を有する職員や外部の関係機関との連携を円滑に進める役割を担う教員（「チーム学校推進担当教員（仮称）」）及び地域との連携・協働の中核を担う教職員（「地域連携担当教職員（仮称）」）の配置を促進します。

(2) 学校組織マネジメントに関する研修内容を見直しします。

- ・ 校長に対する学校組織マネジメントに関する研修を一層充実します。
- ・ 教員個々の学級経営力や生徒指導力を向上させる視点から研修プログラムを点検し、セルフマネジメントや自己健康管理の観点も意識したものとなるよう、研修内容の組替え等を実施します。
- ・ 事務職員は校長の学校運営を補佐する役割を担うことから、事務職員に対する学校組織マネジメントに関する研修を充実します。
- ・ 新しい時代に対応した学校教育を推進するため、カリキュラム・マネジメントに取り組むための新たな研修を実施します。

(3) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行います。

- ・ 「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。

2. チーム学校を機能させるための業務改善を推進します。

(1) 教育委員会が主体となって業務改善の取組を進めます。

- ・ チーム学校をより良く機能させるためには、多様な専門性を有する人材の配置充実や学校体制の強化と同時に、学校現場における業務改善を更に推進・強化し、教員の負担軽減を図っていくことが重要であることから、京都府教育委員会と市町(組合)教育委員会が連携・協働し、学校現場における業務改善の取組・教員の負担軽減対策を支援します。
- ・ その際、対策を実効あるものとするためには、教員の長時間労働という「働き方の改革」が重要であることを踏まえ、勤務時間管理の適正化と教員の意識改革を推進します。

- ・ また、業務改善の取組のフォローアップを徹底するとともに、成果を挙げた優れた取組をすべての学校に普及します。

(2) 重点モデル校・地域における実践研究を行います。

- ・ 重点モデル校（府立学校）及び重点モデル地域（市町(組合)教育委員会）を指定し、学校における業務改善の実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。

(3) 学校現場における勤務時間管理の適正化等の取組を進めます。

- ・ 府立学校にあつては、人事委員会報告の内容を踏まえ、教員の時間外勤務の状況を適切に把握するなど勤務時間管理の適正化を図るとともに、衛生委員会を一層活用するなどにより、各校の実情に応じた業務改善及び教員の負担軽減対策を推進します。
- ・ 市町(組合)立学校にあつては、京都府教育委員会と市町(組合)教育委員会との連携・協働の下、各校の実情に応じた取組を実施します。

3. 部活動における教員の負担軽減を図ります。

(1) 部活動指導員と外部指導者派遣を選択できるシステムを構築します。

- ・ 部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員について、京都府の実情を踏まえた配置を推進します。
- ・ 従来からの技術指導に重点を置いた外部指導者を必要とする学校もあることから、部活動指導員と外部指導者派遣を選択できるシステムを構築し、「京都式」部活動支援を実施します。

(2) 京都府としての部活動指針(仮称)を策定します。

- ・ 国の指針を踏まえて、学校教育の一環として、生徒のバランスのとれた生活や成長へ配慮するため、休養日や活動時間の設定、練習計画の立案等に関する京都府としての部活動指針を策定します。
- ・ また、部活動指針の策定に伴い、「運動部活動指導ハンドブック」を改訂します。

(3) 多様性が認められる部活動に対応する指導方法を確立します。

- ・ 勝利一辺倒ではなく、多様な活動目的が認められる部活動の在り方を目指し、指導者の意識改革を行うとともに指導方法を確立するため、学校における校内研修充実のための講師を派遣します。
- ・ 引き続き、発育発達に応じた医科学的見地からのトレーニング理論を踏まえ、部活動指導者の意識改革を目的としたセミナーや研修を部活動指導員や

外部指導者も交えて実施します。

4. 教育委員会における学校支援体制を整備し、学校支援機能を強化します。

(1) 京都府教育委員会における学校支援体制を整備します。

- ・ 京都府教育庁内に、学校現場における勤務環境の改善や教員の負担軽減対策を推進するための組織を設置し、学校支援体制を整備します。
- ・ 京都府教育庁内等に「学校支援アドバイザー（仮称）」を配置し、府立学校や市町（組合）立学校の求めに応じて派遣する仕組みを構築します。
- ・ 各市町（組合）教育委員会の取組に関する情報を収集し、府立学校の取組状況と併せて、各市町（組合）教育委員会に情報を提供します。

(2) 市町（組合）教育委員会における学校支援体制を整備します。

- ・ 市町（組合）教育委員会において学校現場における勤務環境の改善や教員の負担軽減対策を推進する担当部署を明確化し、京都府教育委員会と連携して対策を推進します。

(3) 京都府教育委員会と市町（組合）教育委員会とが連携・協働して取り組みます。

- ・ 京都府教育委員会と市町（組合）教育委員会が連携・協働し、学校現場における業務改善の取組・教員の負担軽減対策を支援します。
- ・ スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーそれぞれのスーパーバイザーの配置の充実を目指します。

Ⅱ. 改善目標

事 項	平成29年度	平成30年度	平成31年度(以降)
◆学校組織マネジメント ①校長補佐体制の整備 ②研修内容見直し ③チーム学校推進校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究 ・ 見直しの実施 ・ 実践研究、普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究 ・ 実践研究、普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同組織の設置等 ・ 実践研究、普及
◆業務改善の推進 ①教育委員会主体の取組 ②重点モデル校・地域 ③学校現場における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポリシーの策定 ・ フォローアップ ・ 実践研究、普及 ・ 取組の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォローアップ ・ 実践研究、普及 ・ 取組の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォローアップ ・ 実践研究、普及 ・ 取組の継続
◆部活動 ①部活動指導員の配置 ②部活動指針の策定 ③部活動指導者の研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル配置 ・ 検討会議の設置 ・ 研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル配置 ・ 指針の策定 ・ 研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置の充実 ・ フォローアップ ・ 研修の実施
◆学校支援体制の整備 ①京都府教育委員会 ②市町(組合)教育委員会 ③府と市町の連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進組織の設置 ・ アトバザの配置 ・ 担当部署の明確化 ・ 取組の強化 ・ 協議会の設置 		

Ⅲ. 評価指標(KPI)

- 府立学校にあっては、衛生委員会を活用するなどにより更なる業務改善を実施し、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。
- 市町(組合)立学校にあっては、重点モデル校及び重点モデル地域の取組を参考に、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。
- 啓発チラシ等を活用するなどにより教員の意識改革を行い、昼間に勤務する学校にあっては、3年間で、原則午後8時退校を100%達成します。
(非常災害時等による臨時・緊急の場合は除きます。)
- 学校評価と連動した業務改善の点検・評価を行いつつ、毎年度、1校1項目以上業務改善の実施を100%継続します。
- 部活動指導員を配置した部活動にあっては、顧問教員の休日における部活動指導を原則廃止し、学校全体の負担軽減につなげます。
- 府の部活動指針(仮称)に基づき各学校における部活動運営方針を策定し、休養日の設定を徹底するなど、部活動の適正化を推進することにより、3年間で、教員の休日における部活動指導を20%縮減します。
- 校長のリーダーシップによる学校組織マネジメントを強化し、業務改善の実施により、3年間で、教員の多忙感や負担感を30%減少させます。
- こうした取組を通じて教員の負担を軽減し、3年間で、教育の質の担保につながる授業準備や教材研究、自己啓発等のための時間を30%増加させます。
- こうした取組を通じて、3年間で、授業準備や教材研究、自己啓発等のための時間が増加し、自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合を倍増させます。
- こうした取組を通じて、3年間で、教員の子どもと向き合い指導できる時間が増加し、児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合を倍増させます。